

兵庫県公報

平成27年 1月23日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

屋外広告物法に規定する広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限及び広告物の表示の方法等の基準、これらの違反に対する措置並びに保管した広告物の返還のための公示等に係る条例の制定又は改廃に関する事務（電車に表示する広告物に係るものを除く。）のうち、豊岡市域におけるものについては、豊岡市が処理することとした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第1号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。
第31条中「篠山市」を「豊岡市及び篠山市」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。